

「竹の里・乙訓」観光振興のためのプラットフォームづくりに係る 業務委託実施要領

1 趣旨

京都縦貫自動車道の全通や新名神の整備などの社会基盤が整いつつある中、交通の要衝地かつ大消費地である乙訓地域において、そのポテンシャルを最大限に活かした観光振興を図るため、将来的な観光DMOの立ち上げを目指したプラットフォームづくりを実施する。

2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務の名称

「竹の里・乙訓」観光振興のためのプラットフォームづくり実施業務

(2) 業務の内容

「竹の里・乙訓」観光振興のためのプラットフォームづくりに係る業務委託仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成29年3月31日（金）まで

(4) 委託予定額（消費税及び地方消費税を含む）

3,000,000円

3 応募する者に必要な資格

次のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する要件に該当しないこと。

(2) 京都府から指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 京都府税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 上記4に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。

(7) 本業務に類似した業務又はこれと同等の業務について実績を有していること。

4 応募手続き

(1) 応募方法

提案書等の提出をもって本募集に応募したものとする。

(2) 説明会の日時及び場所

日時：平成28年6月17日（金）午前10時から

場所：京都府向日市寺戸町中ノ段16-7 乙訓・商工観光協議会
（向日市商工会内）

(3) 提案書作成に係る質疑応答

質問期限：平成28年6月22日（水）午後5時まで

質問方法：FAXによる

FAX番号 075-934-2665（向日市商工会内）

質問様式：任意とするが、以下の項目を明記すること。

- ①件名は「竹の里・乙訓」観光振興のためのプラットフォームづくり実施業務に関する質問とすること。
- ②質問者の会社名・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ③質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。
- ④企画提案書の審査・選定に関する質問は受け付けない。

回答日時及び方法：全ての説明会出席者にFAXにより回答する。

(4) 提出書類及び部数

以下の全ての書類とする。

参加申請書：1部（様式1）

企画提案書：6部（任意様式、A4版（図表についてはA3版をA4版のサイズに折り込むことも可）とする。10ページまで。）

経費見積書：6部（様式2） *別途見積書の詳細を添付すること（任意様式）

営業経歴書：6部（様式3、平成28年6月1日現在で、営業を開始した年月からの営業年数等を記入してください。）

会社概要：6部（任意様式）

実績調書：6部（任意様式）

府税の納税証明書：1部（府税に滞納がないことの証明。コピー不可）

宣誓書：1部（様式4）

(5) 提出書類の提出期限及び提出先

提出期限：平成28年6月27日（月）正午まで

提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。）

提出先：乙訓・商工観光協議会

〒617-0002 京都府向日市寺戸町中ノ段16-7（向日市商工会内）

電話：075-921-2732 FAX：075-934-2665

(6) その他

提出された提案書について、必要に応じてプレゼンテーションを実施することがある。実施する場合は、対象者に日時及び場所を連絡する。

なお、提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに係る経費は、応募者の負担とする。

また、提案書等の応募書類は返却しない。

5 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「竹の里・乙訓」観光振興のためのプラットフォームづくり実施業務委託意見聴取会議による意見聴取を経て、乙訓商工・観光協議会が本業務委託契約の相手方を特定する。

（評価項目：詳細は別記のとおり）

ア 応募事業者の業績等

イ 本事業に対する提案者の認識

ウ 企画提案内容

(2) 特定結果の通知

特定後、全ての応募者に対し、特定・非特定の旨を通知する。

6 契約に関する基本的事項

(1) 契約のスケジュール

本契約の相手方の特定後、速やかに契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約者保証金は免除する。

(3) 相手方の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、特定を取り消すことがある。

ア 応募者が3の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

別記（5の(1)評価項目関係）

項目	主な評価基準
応募事業者の業績等	経営、運営状況は良好であるか。本事業で予定されている内容と同規模以上の実績を有するかどうか。
本業務に対する提案者の認識	乙訓管内の事業及び仕様書を踏まえ、本業務の目的・内容等を理解した上で、プラットフォームづくりに関する考え方を示されているか。
業務運営及び品質確保	本業務を円滑かつ確実に実施するための基本方針が明確に示されているか。
スケジュール	本業務の遂行上、妥当な内容のスケジュールが明確に示されているか。想定される各作業項目が明確に示されており、工程ごとに整理され、わかり易い内容のスケジュールとなっているか。
業務体制及び担当者の経歴	本業務の遂行に必要な他事例等の関連情報の入手方法、収集体制等が明確に示されているか。
業務体制及び担当者の経歴	本業務を遂行するための体制及び配意予定の要員は十分に確保されているか。